

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国は、急速に、少子高齢化、核家族化が進み、地域社会や家庭の相互扶助機能が急速に力を失いつつあります。このような社会状況は、家庭や地域における人と人とのつながりの希薄化による孤立死、家庭内の高齢者・児童の虐待や高齢者・ひとり親家庭の貧困などの深刻な福祉課題・生活課題を生み出す要因となっており、この状況は札幌市においても例外ではありません。

これまで社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、「お互いに支え合うやさしい街づくりの実現」を基本理念として、計画的に地域福祉を進めるための「地域福祉活動計画」（市社協の計画名称：さっぽろ市民福祉活動計画）を策定し、地域福祉活動を推進してきました。

市社協では、市民をとりまく福祉課題の現状をふまえ、平成21年度に策定した「さっぽろ市民福祉活動計画」の内容を継承しながらも、新しい時代の福祉課題等に向き合う責任と使命を盛り込んだ新しい計画を策定いたしました。

2 計画の位置づけ

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、市民・住民、地域において社会福祉に関わる活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とする民間の活動・計画」です。

市社協の地域福祉活動計画は、平成5年に第1次計画を策定しています。これは、区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）の社会福祉法人格取得を始めた平成5年度より、本会の事業も大きく拡大したことからこの活動計画の策定に至りました。その後、平成16年度に、平成5年度の計画を全面的に改定し、「186万人の地域福祉市民活動計画」として平成20年度までの第2次計画を策定、そして平成21年度に現在の第3次計画である「さっぽろ市民福祉活動計画」を策定し今日に至っています。

期	計画名称	計画期間
第1次	札幌市地域福祉市民活動計画	平成5～11年度（7年間）
第2次	186万人の地域福祉市民活動計画	平成16～20年度（5年間）
第3次	さっぽろ市民福祉活動計画	平成21～23年度（3年間）

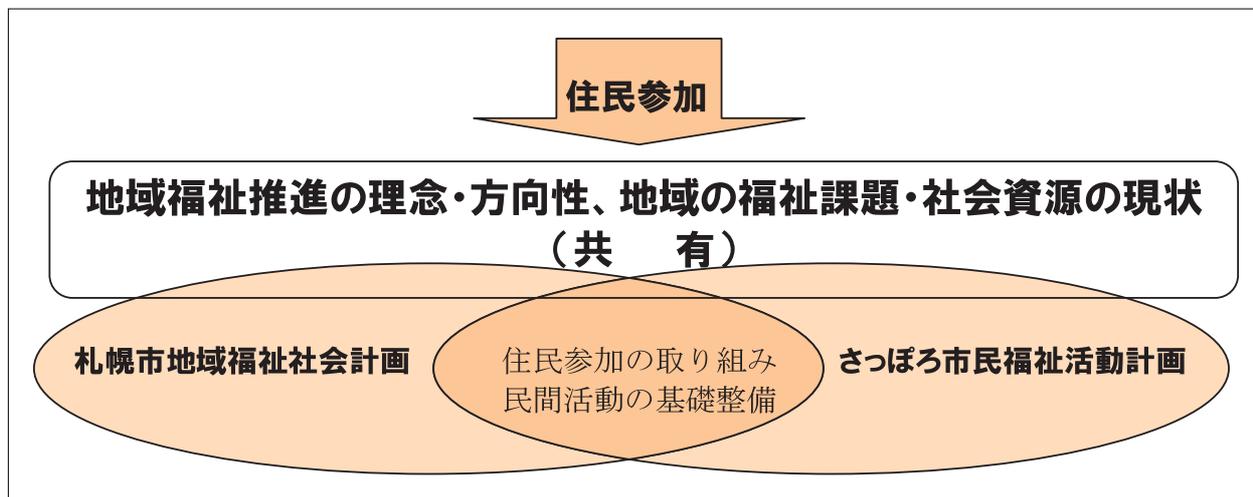
3 地域福祉を進める「札幌市地域福祉社会計画」との関係

平成12年の社会福祉法の施行により、市町村の行政計画として位置づけられた「札幌市地域福祉社会計画」と地域住民や各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画としての「さっぽろ市民福祉活動計画」は、ともに地域住民等の参加を得て策定されるものであり、札幌市における地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関

係にあります。

市社協における地域福祉推進のための事業内容を考慮すると、計画の策定・推進にあたっては、札幌市との連携・協力が不可欠であり、「札幌市地域福祉社会計画」の策定と連動させていく必要があることから、本計画も1年繰り上げて24年度からの策定いたしました。

〈地域福祉の推進〉に向けた「札幌市地域福祉社会計画」と「さっぽろ市民福祉活動計画」の関係



4 計画の期間

平成24年度（2012年度）から平成29年度（2017年度）の6ヵ年とします。

ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や札幌市の動向に応じて、順次、必要な見直しを図ります。

計画の期間を6ヵ年としたのは、行政計画である「札幌市地域福祉社会計画」と一体的に地域福祉の推進を進めていくために、札幌市の計画期間と連動させたものです。

5 計画の推進主体

本計画は、市社協と区社協が中心になり、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）、地区福祉のまち推進センターをはじめ、地区民生委員児童委員協議会などの地域福祉に関わる関係機関・団体、地域住民、行政等と協働しながら計画的に札幌市全体の地域福祉を進めるものです。

6 計画の進行管理・評価

本計画を単年度の事業計画に具体的に反映していくために、市社協内に進行管理・評価を行う推進体制を整備し、本計画の進捗状況の共有及び進行管理を図ります。

また、本計画の進捗状況を地域福祉活動関係者と共有するための意見交換会などの機会を市社協と区社協の協働により企画し行います。